



令和3年度 淡路市職員採用候補者試験案内 (令和4年度採用)



- 試験職種 ①一般行政職（高校新卒） ②一般行政職（高校卒業以上）
③一般行政職（社会人経験者） ④一般行政職（障がい者）
⑤一般行政職（保育士） ⑥一般行政職（助産師）
- 試験日 令和3年9月19日（日） SPI（公務員試験対策不要）
- 受付期間 令和3年7月12日（月）～ 令和3年8月13日（金）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
※郵送申込の場合は、8月12日（木）消印有効
- 受付場所 淡路市役所総務部総務課（24番窓口）
（〒656-2292 淡路市生穂新島8番地 2号館2階）
※申込は人との接触を避けるため、できるだけ郵送申込をしてください。

1 試験職種、採用予定人員、職務内容

職種区分		採用予定人員	職務内容
①	一般行政職 (高校新卒)	1名程度	一般行政事務に従事します。
②	一般行政職 (高校卒業以上)	3名程度	
③	一般行政職 (社会人経験者)	1名程度	
④	一般行政職 (障がい者)	1名程度	
⑤	一般行政職 (保育士)	3名程度	市立認定こども園及び保育所(園)の業務に従事します。 (一般行政事務に従事することもあります。)
⑥	一般行政職 (助産師)	1名程度	市民の産前産後サポート及び母子保健指導等の業務に従事します。(一般行政事務に従事することもあります。)

2 受験資格

職種区分		受験資格 (各学校は、学校教育法に基づく。)
①	一般行政職 (高校新卒)	令和4年3月末までに高等学校を卒業見込みの人
②	一般行政職 (高校卒業以上)	平成8年4月2日以降に生まれ、高等学校以上の学校を卒業した人
③	一般行政職 (社会人経験者)	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、令和4年3月31日時点における直近5年(平成29年4月1日以降)のうち通算して3年以上「常勤」としての社会人経験を有する人又は同経験見込みの人
④	一般行政職 (障がい者)	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受けている人で、次の要件を全て満たす人 ・昭和61年4月2日以降に生まれ、高等学校以上の学校を卒業し、又は令和4年3月末までに卒業見込みの人 ・SPI試験及び口頭による面接に対応可能な人
⑤	一般行政職 (保育士)	昭和56年4月2日以降に生まれ、保育士資格及び幼稚園教諭免許(1種又は2種)の両方を有する人又は令和4年3月末までに同資格及び同免許を取得見込みの人
⑥	一般行政職 (助産師)	昭和56年4月2日以降に生まれ、助産師の免許を取得し、又は令和4年3月末までに同免許を取得見込みの人

注意事項

- ・職種区分③について、社会人経験の対象となる「常勤」とは、会社員・公務員・団体職員・自営業者等の社員等として、勤務時間が週30時間以上の就業を1年以上継続した期間(休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。)が該当します。また、最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職歴が確認できない場合は、合格を取り消します。
- ・地方公務員法第16条(欠格事項)のいずれかに該当する人は、いずれの職種も受験できません。

欠格事項(抜粋)

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ・受験申込みは、上記職種区分のうち1区分に限ります。また、受付後の区分変更はできません。

3 試験の日時、場所、試験内容及び合格者の決定

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、試験ごとに受験者へ合否判定を通知します。

(1) 試験の日時、場所

- ①第1次試験 令和3年9月19日(日) 午前10時より 淡路市役所内
- ②第2次試験 令和3年10月中旬予定(第1次試験合格者に別途通知します。)
- ③第3次試験 令和3年11月上旬予定(第2次試験合格者に別途通知します。)

(2) 試験内容(全職種区分共通)

試験区分	試験方法	試験内容
第1次試験	SPI	基礎能力検査(70分) 性格検査(40分)
第2次試験	集団面接試験	5人程度の集団面接による試験(30分程度)
第3次試験	個別面接試験	個別面接による試験(20分程度)

(3) 合格者の決定(全試験共通)

それぞれの職種区分ごとに、点数の高い順に合格者を決定します。

なお、それぞれの試験には一定の合格基準があり、この合格基準に満たない場合は、不合格とします。

4 第3次試験合格から採用まで

- (1) 第3次試験合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから、さらに採用前に身体検査等を行い、採用者が決定されます。
- (2) 採用は、令和4年4月1日の予定です。
- (3) 卒業見込者が、令和4年3月31日までにその属する学校を卒業できない場合又は資格取得見込者が、資格を取得できない場合は、採用を取り消します。
- (4) 受験資格がないこと、又は受験申込書等の記載結果に、不正があることが判明した場合は、採用を取り消します。

5 受験手続

- (1) 受付期間 令和3年7月12日(月)～令和3年8月13日(金)
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
ただし、郵送申込の場合は令和3年8月12日(木)消印有効
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時
- (3) 受付場所 淡路市役所 総務部総務課(生穂新島8番地 2号館2階) 24番窓口
- (4) 提出書類
 - ①受験申込書(受験票) 【全職種区分共通】
 - ②履歴書兼自己PRカード 【全職種区分共通】
※自己PRカードは、面接試験の参考資料とするものです。
 - ③最終学校の卒業(見込)証明書 【全職種区分共通】
 - ④交付を受けている全ての障害者手帳等の写し 【障がい者区分のみ】
 - ⑤保育士及び幼稚園教諭免許の資格を証明する(取得見込が確認できる)ものの写し 【保育士区分のみ】
 - ⑥助産師免許の資格を証明する(取得見込が確認できる)ものの写し
【助産師区分のみ】
 - ⑦84円切手を貼り宛名明記の返信用封筒(長形3号)【郵送申込者のみ】

- (5) 注 意
- ・受験申込は、申込書等に必要な事項を記入の上、淡路市役所総務部総務課へ郵送により提出してください。なお、郵送申込の場合は、受験票をこちらから返信しますので、必ず84円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(長形3号)を同封してください。
 - ・淡路市役所 総務部総務課(生穂新島8番地 2号館2階)への持参による受験申込受付も行いますが、極力、郵送による申込をお願いします。
 - ・受験申込書(受験票)、履歴書兼自己PRカードは、淡路市ホームページ(<http://www.city.awaji.lg.jp>)からダウンロードができます。
 ※受験申込書等を印刷する場合は、必ず市販されている「A4白紙の厚口用」(「官製はがき」程度の厚さ)を使用し、「履歴書兼自己PRカード」については両面印刷を行ってください。
 なお、インターネット環境がないなどダウンロードができない場合は、淡路市役所総務部総務課(生穂新島8番地 2号館2階)及び各地域事務所(岩屋事務所・北淡事務所・一宮事務所・東浦事務所)の市民窓口課で交付します。
 - ・受験申込書の職種区分には、希望する職種区分を一つだけ選び、○で囲んでください。
 - ・必要書類が全てそろっていない場合、受付することはできません。
 - ・郵送受付は、令和3年8月12日(木)消印有効とします。
 また、郵送申込者で、受験票が本市から届いていない場合は、各自で受付されているか必ず電話で確認してください。
 - ・受験申込に際して提出された書類は、返却しません。

6 給与 (給与改定等により変わる場合あり)

- (1) 初任給月額 高校卒 150,600円(一般行政職)
 短大卒 160,100円(一般行政職)
 大学卒 171,700円(一般行政職)
 上記金額を基礎とし、民間企業等での職務経験などを考慮の上、決定します。
- (2) 諸手当は、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当など、給与条例に定めるところにより支給します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求は開示できませんので、受験者本人が運転免許証等、本人であることを確認できる身分証明書を持参の上、直接、下記開示場所までお越しください。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
各試験不合格者	得点、順位	各試験の結果発表から1か月間	淡路市役所本庁2号館2階総務部総務課

8 その他

受験手続その他のお問い合わせは、淡路市役所総務部総務課職員係(電話0799-64-0001)へお問い合わせください。

<受付・問い合わせ先>

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

淡路市役所総務部総務課職員係

TEL : 0799-64-0001 (代表)

0799-64-2503 (直通)